

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（農薬等（アミスルブロム等11品目）の残留基準の改正）について（概要）

令和5年6月14日
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課

1. 改正の趣旨

- 厚生労働大臣は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定により、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品の製造等の方法の基準又は成分の規格（以下「規格基準」という。）を定めることができ、規格基準が定められたものについては、同条第2項の規定により、規格基準に合わなければ販売等を行ってはならないこととされている。規格基準については、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）において定められており、食品中に含有される農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）の成分である物質につき、食品ごとに許容される残留量の限度（以下「残留基準」という。）も規格基準告示において定められている。
- 今般、農薬等に関して内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価が行われたことを受け、国際基準や国内外での使用状況等を考慮した残留基準の改正を行う。なお、今般の改正案は、農薬等により人の健康を損なうおそれのないよう規格基準を定めるものであり、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会の審議（令和5年2月10日）において了承されている。

2. 改正の概要

- 以下の農薬等の残留基準を改正する（詳細は別紙参照）。

(1)農薬アミスルブロム	(2)農薬アメトクトラジン
(3)動物用医薬品及び飼料添加物アンプロリウム	(4)農薬グルホシネート
(5)動物用医薬品ジクロキサシリン	(6)農薬シメコナゾール
(7)動物用医薬品セフロキシム	(8)農薬フルピラジフロン
(9)農薬フルミオキサジン	(10)農薬メタアルデヒド
(11)農薬メフェントリフルコナゾール	
- その他所要の改正（フルピラジフロンにおける、カカオ豆の検体部位について試験を行う場合の記載を追加）を行う（詳細は別紙参照）。

3. 根拠条項

- 食品衛生法第13条第1項

4. 適用期日等

- 告示日：令和5年9月中旬（予定）
- 適用期日：告示日（ただし、新たに残留基準を設定した品目及び規制の強化に当たる品目については、告示の日から起算して1年を経過した日）